

中古住宅売買かし保証業務手数料

戸建住宅

(地階を含む階数が3階以下の住宅かつ500㎡未満の木造※・S造・RC造・SRC造 ※丸太組工法は取扱しておりません)

(税抜価格)

① 現況検査手数料※	プラン名称	保証対象	一住棟の延床面積				
			125㎡未満	125㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満
	構造・雨水・給排水管路		30,000	35,000	40,000	50,000	80,000

(税抜価格)

② 保証料	プラン名称	保証対象	一住棟の延床面積				
			125㎡未満	125㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 200㎡未満	200㎡以上	300㎡以上 500㎡未満
1年保証		構造・雨水・給排水管路	50,000	55,000	60,000	70,000	100,000
5年保証 (旧標準プラン)			85,000	95,000	114,000	130,000	180,000

(税抜価格)

合計 (①+②)	プラン名称	保証の対象	一住棟の延床面積				
			125㎡未満	125㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 200㎡未満	200㎡以上	300㎡以上 500㎡未満
1年保証		構造・雨水・給排水管路	80,000	90,000	100,000	120,000	180,000
5年保証 (旧標準プラン)			115,000	130,000	154,000	180,000	260,000

※引渡前改修工事を伴う場合または検査後変更がある場合は、上記の<①現況検査手数料>に下記検査料が追加となります。

対象部位	一住棟の延床面積	改修工事施工中検査料 (変更手数料 税抜価格)	改修工事完了時検査料 (変更手数料 税抜価格)
構造または防水部分に関する改修工事が伴う場合	200㎡未満	18,000	15,000
	200㎡以上 300㎡未満	25,000	22,000
	300㎡以上 500㎡未満	35,000	32,000
指摘事項があり、現場へ赴く必要のある検査が必要となった場合	200㎡未満	15,000	
	200㎡以上 300㎡未満	22,000	
	300㎡以上 500㎡未満	32,000	

◆取届があった場合の所定の手数料 (税抜価格)

(既にお支払済みの手数料から、下記記載手数料を差し引いた金額を返金いたします。)

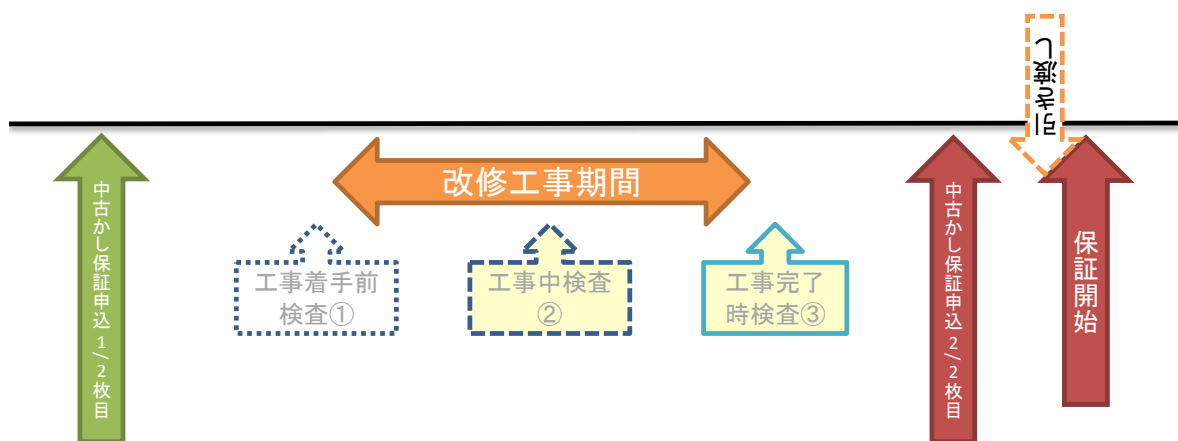
提出タイミング	手数料
現況検査予定日の3営業日前までに提出された場合	5,000 + 現況検査手数料 × 5%
現況検査予定日の2営業日前に提出された場合	5,000 + 現況検査手数料 × 10%
現況検査予定日の前日に提出された場合	5,000 + 現況検査手数料 × 50%
検査日当日又は現況検査が実施された後に提出された場合	ご返金できません
かし保証業務申込書(2/2)が提出された後に提出された場合	20,000

◆その他所定の手数料 (税抜価格)

■ 事前審査の想定を上回る場合の相談手数料	5,000
■ 現況検査報告書の再発行 <small>※報告書には再発行の記載がされます。再発行申請には当初の所有者の同意が必要です。</small>	5,000
■ 中古住宅売買かし保証書の再発行 <small>※保証書には再発行の記載がされます。</small>	5,000

中古住宅売買かし保証業務手数料

中古売買かし保証業務申込みの時期(一改修工事を伴う場合)と追加検査手数料の取り扱いについて



保証申込み(1/2枚目)以降に、改修工事を予定している場合は、申込書に改修工事の内容を明記の上、改修工事に係る部分の仕様図、計画図等を添えて、お申込みください。

★改修工事がある場合は、改修の内容により、下記検査が追加となり追加手数料が必要となりますのでご確認ください。

検査回数	検査時期	改修の内容	改修工事中の追加検査手数料 (延床面積が200㎡未満の場合)
1回	引渡し前まで③	改修工事がない場合	現況検査申込み料金に含まれます
2回	1回目 工事着手前① 2回目 工事完了時③	下記以外の改修工事を行う場合	工事着手前①は現況検査申込み料金に含まれます 工事完了時③は完了時検査手数料15,000円加算
3回	1回目 工事着手前① 2回目 工事中② 3回目 工事完了時③	買主への引渡し前に、構造耐力上主要な部分 または雨水の浸入を防止する部分についての 新設又は撤去を含む工事を行う場合	工事着手前①は現況検査申込み料金に含まれます 工事中②は工事中検査手数料18,000円加算 工事完了時③は完了時検査手数料15,000円加算

★ご注意ください★

改修工事の**実施前(最終検査適合日)**に所有権の移転登記(住宅の取得)を行いますと、税制優遇の要件に合致しなくなり、税制優遇を利用できなくなります。

所有権の移転登記(住宅の取得)については、買主様と売主様でよくご相談をなさることをお勧めいたします。